

1 料金体系の検討

料金体系の検討ポイントと検討結果

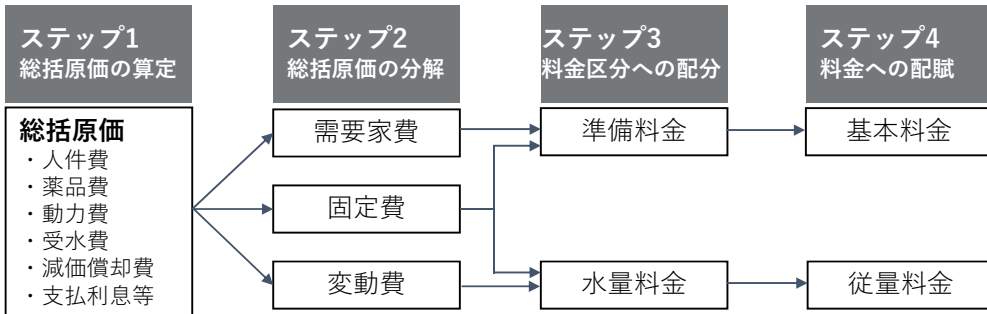
・前回(第3回)部会でお示した方向性に基づき、以下のとおり料金体系を検討しました。

	検討ポイント	検討の方向性	検討結果
料金構造	(検討ポイント①) 基本料金と従量料金の収入割合	固定費を回収する基本料金収入の適正な割合について検討します。	水道料金算定要領に基づき総括原価を算定し、基本料金と従量料金の収入割合を決定
基本料金	(検討ポイント②) 口径別の基本料金設定	口径別の基本料金(メーター使用料含む)の設定について検討します。	水道料金算定要領に基づき算定した口径別の基本料金をベースに設定
	(検討ポイント③) 基本水量の廃止	少量使用者の負担増に留意しつつ、基本水量を設定しない料金体系について検討します。	基本水量を廃止
従量料金	(検討ポイント④) 使用水量区分及び単価の設定(通増度の設定)	使用者の負担増に留意しつつ、使用水量区分及び通増度の緩和について検討します。	使用水量区分は、豊能水道事業の区分をベースに設定 通増度は、府内平均以下とする。

総括原価の算定と料金区分への配分結果

・基本料金及び従量料金は、水道料金算定要領に従い、以下の4つのステップで算定します。

- ステップ1: 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定する。
- ステップ2: ステップ1で算定された費用を、その費用発生の要因から、需要家費、固定費、変動費に分解する。
- ステップ3: ステップ2で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。
- ステップ4: ステップ3で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を通増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦し、料金表案を提示する。



- ・水道料金算定要領に基づき、料金算定期間における総括原価を算定し、料金区分に配分した結果、準備料金と水量料金の比率は39% : 61% となりました。
- ・算定された口径ごとの基本料金(準備料金)及び従量料金(水量料金)が、料金体系の検討のベースとなります。

料金体系の検討

・水道料金算定要領に基づき算定したケースⅠを参考として、前回(第3回)部会で決定した料金改定率(豊能水道事業15.0%、能勢町水道事業12.8%)と特に生活用水利用の使用者負担という視点から、ケースⅡ～Ⅳの料金体系案を作成し、検討しました。

ケース	料金体系	基本水量	基本:従量	基本料金	従量料金	備考	料金改定率
Ⅰ				口径別に設定	通増度: 1 (均一料金)	・水道料金算定要領に基づく算定	豊能: 21.3% 能勢: △3.3%
Ⅱ				〃	通増度 第1段階: 6.9 第2段階: 4.5	・従量料金により、両町の料金改定率を整合	豊能: 15.0% 能勢: 12.8%
Ⅲ	口径別	なし	39% : 61%	口径別に設定(ただし、口径13mmと口径20mmを調整)	通増度 第1段階: 3.3 第2段階: 2.7	・基本料金及び従量料金により両町の料金改定率を整合 ・第2段階通増度を府平均に設定(第1段階は府平均以下)	豊能: 15.0% 能勢: 12.8%
Ⅳ				〃	通増度 第1段階: 2.7 第2段階: 2.2	・基本料金及び従量料金により両町の料金改定率を整合 ・水量区画を調整し、通増度を抑制	豊能: 15.0% 能勢: 12.8%

・ケースⅠ～Ⅳの料金体系案の検討結果は以下のとおりです。

ケース	両町の料金改定率との整合	通増度の府内平均以下への抑制	現行料金に対する料金改定額及び改定率の特徴
Ⅰ	×	○	左記条件を満たさないため検討対象外
Ⅱ	○	×	左記条件を満たさないため検討対象外
Ⅲ	○	○	【豊能】口径20mmのボリュームゾーンで改定額及び比率に大きければつきあり 【能勢】口径13mmのボリュームゾーンで改定額及び比率に大きければつきがあり、口径に関わらず月300㎡以上の大口使用者の改定額及び比率が高くなる
Ⅳ	○	○	【豊能】ケースⅢと比べ、口径20mmのボリュームゾーンでの改定額及び比率のばらつきを抑えることができる 【能勢】ケースⅢと比べ、口径13mmのボリュームゾーンでの改定額及び比率のばらつきを抑えることができ、月300㎡以上の大口使用者の改定額及び比率も抑制することができる

2 加入金の検討

前回(第3回)部会でお示した方向性に基づき、以下のとおり加入金について検討しました

【検討結果】

水道の拡張時代に採用された考え方に基づく加入金は、企業団に統合した13水道事業で運用や会計上の処理が異なるなど様々な課題があり、今後、構成団体も含めた加入金に関する整理を行っていきたく考えています。

このため、今回の料金改定時における加入金の取扱いについては、**上記の加入金に関する整理が行われるまでの間、現行の加入金制度を継続**することとします。